

食品営業許可施設・営業届出施設の営業譲渡に係る確認書

年 月 日

大 阪 市 長

(譲受人) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私（譲受人）は、営業の譲渡を受けることにより、譲渡人から許可（又は届出）営業者の地位を承継するにあたって、下記の事項について確認しました。

記

- ☐ 譲受人は、地位承継により、許可（又は届出）営業者の権利とともに義務（責任）を負うこと。
- ☐ 譲渡人が必要な手続（構造設備の変更届等）を行っていないことが譲渡後に判明した場合、譲渡人に代わって、地位を承継した譲受人が必要な手続を行う必要があること。なお、構造設備の変更の内容が、同一性がない程度の増改築であった場合は、地位承継の届出に関わらず、新たに営業許可の取得等が必要となること。
- ☐ 譲渡人が譲渡前に行った行為であっても、譲渡後に食品衛生法違反が判明した場合、地位を承継した譲受人が行政処分の措置を受け、被処分者として公表されること。
- ☐ 譲渡時に、譲渡人が現に受けている回収命令や営業停止等の行政処分に関して、譲渡後は、許可（又は届出）営業者の地位を承継した譲受人が、引き続き当該処分の効力を受けること。

以上